

平成 20 年（2008 年）3 月 12 日
厚 生 委 員 会 資 料
保 健 福 祉 部 地 域 ケ ア 担 当

「中野区高齢者虐待対応マニュアル」の作成について

標記について、下記のとおり作成したので報告する。

1 作成目的

平成 18 年（2006 年）4 月 1 日施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）を受け、高齢者虐待に対する区関係部署、関係者、関係団体等の役割及び対応方法等を明確にし、高齢者の尊厳と権利を守ることを目的とする。

2 作成経過

関係機関・団体等で構成する「中野区高齢者虐待対応連絡会」を平成 19 年（2007 年）1 月から設置して、平成 20 年（2008 年）1 月に意見をとりまとめた。

3 「中野区高齢者虐待対応マニュアル」の概要

（1）「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」

・「養護者」とは

高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等をいう。

・「養介護施設従事者等」とは

介護保険施設や居宅介護サービス事業などに従事する者をいう。

（2）高齢者虐待の種類と具体例

- ・身体的虐待……つねる、殴る、蹴る、やけど、ベッドに縛り付ける、など
- ・介護、世話の放棄・放任……入浴しておらず異臭がする、脱水症状や栄養失調の状態にある、など
- ・心理的虐待……怒鳴る、暴言を言う、ののしる、排泄の失敗を嘲笑する、など
- ・性的虐待……キス、セックスを強要する、など
- ・経済的虐待……日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の金銭を本人の意志に反して使用する、など

（3）区の高齢者虐待対応ネットワーク

・区の窓口

地域ケア分野権利擁護推進担当、地域包括支援センター、保健福祉センター、生活援護分野、障害福祉分野が区の窓口となり、個別ケースごとに連携して対応することとし、各部署は、マニュアルに従いそれぞれの役割を果たす。また、通報・届出・相談は、どこの窓口でも受け付ける。

- ・休日・夜間の緊急連絡先
中野区役所（代表）及び地域包括支援センター
 - ・関係機関・団体等の対応
居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、社会福祉協議会、医療機関など関係者、関係団体等は、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、区が実施する高齢者虐待への対応について協力するよう努めることとする。
- (4) 高齢者虐待対応連絡会の設置
区と関係者、関係機関、関係団体との連携協力体制を整備するため設置する。
- (5) 高齢者虐待事例への基本的な流れとポイント
発見、通報・届出・相談の受付から事実確認、介入拒否時の警察の援助による立入調査の実施、施設入所などの援助の実施から支援開始後のモニタリングまでの確な対応を実施する。
- (6) やむを得ない事由による措置の活用
養護者による虐待から高齢者を保護する必要があって、本人と事業者との契約による介護サービス利用が期待できない場合は、区が職権をもって、訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム入所などの措置を行う。
- (7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
- ・通報・届出・相談窓口
地域ケア分野権利擁護推進担当及び介護保険分野介護保険事業者指導担当
 - ・東京都及び他自治体との連携
施設等は区の内外にあるため、他自治体や東京都と強力な連携が必要となる。
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応については、都道府県へ報告する。
- (8) 個人情報の取扱い
- ・個人情報・プライバシーへの配慮
高齢者虐待への対応では、家庭内の問題など非常に繊細な問題を取り扱わざるを得ない。このため、関係者は個人情報やプライバシーの保護について、特段の配慮が必要である。
 - ・高齢者虐待の通報時における個人情報保護の例外規定
高齢者虐待防止法においては、虐待を受けたと思われる高齢者を、区市町村へ通報する場合は、本人同意を得ることなく個人情報を提供することができる。
 - ・個人情報の守秘義務
高齢者虐待への対応では、関係部署間で情報を共有し、個人情報の共有者には守秘義務が課せられる。

4 適用時期

平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から適用する。

5 本件マニュアルの配布

区関係部署、民生委員、警察署、介護サービス事業所等の関係者、関係団体等へ配布する。